

令和3年度 大村市3世代同居・近居促進事業

補助金最大40万円!



新たに3世代(親、子、孫※1など)で同居・近居する
ための住宅の新築や改修工事、住宅の取得を支援します!

⇒これから子育てを考えられているご夫婦(将来3世代)も対象になります!

※1 小学生以下の子どもが対象です。

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備に補助を行うことにより、出生率の向上や子育て支援を図ります。

補助メニュー・補助額

令和3年4月1日以降に新たに同居・近居する方が対象になります。
(但し、着工前(売買契約前)に交付申請・決定を受ける必要があります。)

メニュー	住宅の取得 (新築・中古)	新築工事	改修工事※4
同居※2	対象経費の合計に対して、 補助率1/5(上限40万円)		
近居※3			

<改修の対象となる工事>

- ①間取りの変更等
- ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設
- ③バリアフリー改修
- ④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修
- ⑤浄化槽の設置・入れ替え

※2 同居とは、対象住宅に大村市外または大村市内から移住すること。

※3 近居とは、対象住宅に大村市外から移住すること。

※4 改修工事については、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人が施工するものに限りま。

子育て世帯

小学生以下の子ども(妊娠中の方を含み
ます)がいる子育て中の世帯

子育て希望世帯

現在子どものいないご夫婦※5で、今後子育
てを予定する世帯

※5 夫婦の合計年齢が申請時点において80歳以下の
若年世帯を対象とします

親等の世帯

子育て(希望)世帯を支援する世帯
(父母、おじおば、祖父母など)

同居・近居

申請窓口・申請から補助金支払いまでの流れ

- ◆申請窓口は大村市建築課になります。
- ◆申請には戸籍や住民票、図面などの添付が必要です。

(重要)建築確認申請が必要な場合は着工前に
別途手続きが必要です。ご注意ください!

① 受付開始

令和3年5月6日
より、大村市建築
課の窓口で受付
けを開始します

② 交付申請

大村市建築課に
申請します

③ 交付決定

大村市が審査後に
通知します

④ 着工(住宅の取得)

交付決定後に着工又は
売買契約をします

(変更申請)

内容に変更があれば変
更の手続きが必要です

⑤ 完了実績報告

大村市建築課に
報告します

⑥ 額の確定

大村市が審査後に
通知します

⑦ 補助金の請求

大村市建築課に請求します

⑧ 補助金の支払い

指定の口座に振り込まれます

【お問合せ先】大村市建築課指導グループ TEL:0957-53-4111 (内線484)